

川崎市立学校の教職員の欠員等に伴う代替教職員の臨時的任用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立学校等の教職員に係る欠員等代替教職員の臨時的任用、勤務時間、給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 川崎市立学校に勤務する教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。
- (2) 学校栄養職 川崎市立学校等に勤務する学校栄養職をいう。
- (3) 学校事務職 川崎市立学校に勤務する学校事務職をいう。
- (4) 教職員 第1号から第3号までを総称する。
- (5) 欠員等代替教職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条第2項の規定により臨時的に任用される教職員をいう。

(任用要件)

第3条 欠員等代替教職員は、次の各号のいずれかの場合に該当し、欠員等代替教職員を任用しなければ川崎市立学校の円滑な運営に支障をきたすおそれがあると教育委員会が認める場合に、任用することができる。ただし、職員の配置換えその他の方法により、当該事由に関わる業務を処理することができる場合についてはこの限りでない。

- (1) 当該職に一時的な欠員が生じた場合
- (2) 教職員が休職を命じられた場合
- (3) その他教育委員会が特に必要と認める場合

(任用)

第4条 欠員等代替教職員は、地公法第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格事由に該当しない者で、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもののうちから選考し、川崎市公立学校教職員採用候補者等の健康診断取扱い要綱（昭和55年8月1日付け、川崎市教育委員会教育長決裁）第2条に規定する健康診断において異常がない旨を確認の上、任用する。

- (1) 教諭及び養護教諭 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により授与する各相当学校等の相当免許状を有する者

(2) 実習助手 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると教育委員会が認める者

(3) 学校栄養職 栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定により授与する栄養士免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有すること

(4) 学校事務職 大学卒業又は大学卒業と同等の資格があると認められる者

2 欠員等代替教職員の選考は、任用しようとする職に必要な職務遂行能力の有無について、面接、健康診断その他教育委員会が必要と認める方法により行うものとする。

（職名）

第5条 欠員等代替教職員の職は、次の表の教職員の職の区分に応じ、同表の欠員等代替教職員の職の欄に掲げる職とする。

教職員の職の区分	欠員等代替教職員の職
教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師	教諭
総括教諭（養護教諭）、養護教諭、養護助教諭	養護教諭
実習助手	実習助手
総括教諭（栄養教諭）、栄養教諭、学校栄養職	臨時学校栄養職
学校事務職	臨時学校事務職

（任用期間）

第6条 欠員等代替教職員の任用期間は、第3条各号のいずれかの任用要件が存する期間のうち、教育委員会が必要と認める期間とする。

（校長の意見具申等）

第7条 校長は、次の表に掲げる発令区分及び意見具申事由の欄の区分に応じ、欠員等代替教職員の任用その他の進退（以下「任用等」という。）に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

発令区分	意見具申事由	様式	添付書類
任用	A 当該職に一時的な欠員が生じたことに伴い新たに欠員等代替教職員として任用する場合	臨時的任用（欠員等代替）教職員任用等	
	B 教職員が休職を命じられたことに伴い新たに欠員等代替教職員として任用する場合		診断書又はその写し

	C	教育委員会が特に必要と認める場合に伴い新たに欠員等代替教職員として任用する場合	意見具申書(第1号様式)	その都度定める
更新	D	欠員等代替教職員の任用期間を超えて引き続き当該職に一時的な欠員が生じていることに伴い欠員等代替教職員の任用期間を更新する場合		
	E	欠員等代替教職員の任用期間を超えて引き続き教員が休職を命じられていることに伴い欠員等代替教職員の任用期間を更新する場合		診断書又はその写し
	F	欠員等代替教職員の任用期間を超えて引き続き必要と認める場合が継続することに伴い欠員等代替教職員の任用期間を更新する場合		その都度定める

(勤務時間等)

第8条 欠員等代替教職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日、時間外勤務、週休日の振替及び休暇等については、任用期間の定めのない常勤の教職員の例による。

第9条 削除

(職務に専念する義務の免除)

第10条 欠員等代替教職員の職務に専念する義務の免除については、任用期間の定めのない常勤の教職員の例による。

(給与等)

第11条 欠員等代替教職員の給与及び旅費は、任用期間の定めのない常勤の教職員の例により支給する。

2 前項の場合において、60歳に達した年度末後に任用する欠員等代替教職員の初任給の決定に当たっては、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定める号給を上限とする。

- (1) 行政職給料表(1) 2級32号給
- (2) 医療職給料表(2) 2級32号給
- (3) 高等学校教育職給料表 2級38号給(実習助手にあつては、1級44号給)
- (4) 義務教育諸学校教育職給料表 2級46号給(実習助手にあつては、1級42号給)

3 第1項の場合において、60歳に達した年度末後に任用される欠員等代替教職員については、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第29号）第14条第2項、第15条第2項及び第16条の7の再任用職員についての規定を準用し、退職手当は支給しない。

（異動）

第12条 欠員等代替教職員を異動させる場合は、教職員が職務に復帰した場合等やむを得ない場合に限るものとする。

（辞職）

第13条 欠員等代替教職員が辞職をしようとするときは、原則として1月前までに辞職申出書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、欠員等代替教職員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（旧取扱いの廃止）

2 地方公務員法第22条の規定に基づく臨時的任用職員の任用について（昭和61年3月26日付け60川教職第584号により依頼、昭和61年3月27日付け60川人委第338号により承認）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第6条の規定により与えられた年次休暇の繰越しについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日（平成30年6月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日（平成31年3月25日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱第11条第1項の場合において、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、川崎市職員の給与に関する条例第14条第2項中「100分の130（再任用職員にあっては、100分の72.5）」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」と読み替えるものとする。